

体罰等の実態把握に係る留意事項

<令和4年4月1日から令和5年3月31日までにおける体罰の状況（様式1）>

1 調査対象等

(1) 個別の事案が体罰に該当するかの判断に際しては、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日付け24文科初第1269号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）及び「体罰の実態把握にかかる報告内容の確認について」（平成25年4日付け事務連絡）を参照の上、判断すること。

(2) 調査対象職員は、国公立大学附属幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を含む。）、私立・株式会社立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、高等学校（通信制を含む。）、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を含む。）の教育職員（校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。）、実習助手及び寄宿舎指導員）であること。

なお、事務職員は、本調査の対象外とする。また、幼稚園も調査対象としているので、注意すること。

※学校教育法第十一条では校長及び教員が懲戒を加えることができる対象を「児童、生徒及び学生」としているが、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部においては、教育・保育活動中に体罰に準ずる行為により不適切な指導として懲戒処分を受けた者の数を記入すること。

(3) 複数の児童生徒等に対する体罰あるいは複数回に及ぶ体罰であっても、それらについてなされた処分等が1回であれば、当該事案は「1件」として回答すること。また、申告や訴えのあった件数をそのまま提出するのではなく、関係者から事実関係を聴取する等して、学校が体罰であると判断し処分等を行った事案について回答すること。

(4) 体罰の発生時と処分等が複数年度にまたがっているものについては、処分等が令和4年度になった場合を「1件」として回答すること。

(5) 処分等とは、就業規則等に基づいて行われる懲戒処分（懲戒解雇、降格、出勤停止、減給、戒告その他これらに相当するもの）及び訓告等（文書訓告、口頭訓告、嚴重注意、文書注意、説諭、諭旨などの服務上の措置）をいう。

2 各項目の記入方法

(1) 当事者の学校種、年代、性別

体罰の当事者として処分等を受けた者の所属する「学校種」、「年代」、「性別」について、以下のリストから入力すること。「学校種」、「年代」は、体罰を行った当時のものとするが、体罰を複数回行っており、それぞれ「学校種」、「年代」が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

<学校種>				
ア 幼稚園	イ 小学校	ウ 中学校	エ 義務教育学校	
オ 高等学校	カ 中等教育学校	キ 特別支援学校		
<年代>				
ア 20歳代	イ 30歳代	ウ 40歳代	エ 50歳代	オ 60歳代以上
<性別>				
ア 男性	イ 女性			

※幼稚園型認定こども園の場合は、「ア 幼稚園」を選択すること。

※「学校番号」を併せて記入すること（個別の学校を区別するものであれば任意の数字でよい）。

(2) 被害を受けた児童生徒等の数

体罰事案において被害を受けた児童生徒等の数を、学校種及び学年ごとに記入すること。また、学年が複数に及ぶ場合は、それぞれ入力すること。

※通信制（単位制）の学校の場合、1年目は1年生、2年目は2年生、3年目以降は3年生として入力すること。

※幼稚園・特別支援学校幼稚部の場合、実年齢ではなく進級時の年齢に応じた学年を選択すること。

(3) 体罰時の状況

体罰が行われた「場面」及び「場所」について、それぞれ以下のリストから入力すること。なお、処分事案に該当するものが複数ある場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

なお、「保育中」には、幼稚園及び特別支援学校幼稚部において行われる教育活動以外に、各園で実施する一時預かり等の保育活動も含む。

<体罰が行われた場面>			
ア 授業中・保育中	イ 放課後	ウ 休み時間	エ 部活動
オ 学校行事	カ ホームルーム	キ その他	
<体罰が行われた場所>			
ア 教室・保育室	イ 職員室	ウ 運動場・園庭、体育館・遊戯室	
エ 生徒指導室	オ 廊下、階段	カ その他	

(4) 体罰の態様

体罰の態様について、以下のリストから入力すること。なお、体罰を受けた児童生徒等が複数であって、それぞれの体罰の態様が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

※「その他」とは有形力の行使により行われたものでないもの（キ及びクを除く）等を指す。

＜体罰の態様＞

- | | |
|---------------|----------------------|
| ア 素手で殴る・叩く | イ 棒などで殴る・叩く |
| ウ 蹴る・踏みつける | エ 投げる・突き飛ばす・転倒させる |
| オ つねる・ひっかく等 | カ 物をぶつける・投げつける |
| キ 教室等に長時間留め置く | ク 正座など一定の姿勢を長時間保持させる |
| ケ その他 | |

(5) 被害の状況

体罰を受けた児童生徒等の被害の状況について、以下のリストから入力すること。なお、体罰を受けた児童生徒等が複数であって、それぞれの被害の状況が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

＜被害の状況＞

- | | | | |
|---------|-----------|---------|-------------|
| ア 死亡 | イ 骨折・捻挫など | ウ 鼓膜損傷 | エ 外傷 |
| オ 打撲（頭） | カ 打撲（顔） | キ 打撲（足） | ク 打撲（オ～キ以外） |
| ケ 鼻血 | コ 髪を切られる | サ その他 | シ 傷害なし |

(6) 体罰事案の把握のきっかけ

体罰事案の把握のきっかけについて、以下のリストのうち該当する欄に「1」を入力すること（複数回答可）。

＜体罰事案の把握のきっかけ＞

- | | | |
|------------|----------|---------|
| ア 児童生徒等の訴え | イ 保護者の訴え | ウ 教員の申告 |
| エ 第三者の通報 | オ その他 | |

(7) 体罰事案の把握の手法

体罰事案の把握の手法として、事情を聴取した者について、以下のリストのうち該当する欄に「1」を入力すること（複数回答可）。

＜体罰事案の把握の手法＞

- | | | |
|------------|---------|------------|
| ア 当事者教員 | イ その他教員 | ウ 被害児童生徒等 |
| エ その他児童生徒等 | オ 保護者 | カ その他（第三者） |

※「オ 保護者」については、ウ、エの保護者両方を含む。

(8) 備考：通信制か否か

体罰を受けた生徒が通信制に在籍している場合は、備考欄に「1」を入力すること。なお、教育職員が全日制と通信制の双方の生徒に対して行った体罰に対してまとめて処分等を行っている場合は、主な事案が通信制で発生した場合に「1」を記載すること。

<令和4年4月1日から令和5年3月31日までにおける不適切な言動又は指導による処分等の状況(様式2)>

1 調査対象等

(1) 個別の事案が不適切な言動又は指導に該当するかの判断に際しては、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(平成25年3月13日付け24文科初第1269号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)及び「生徒指導提要(改訂版)」(令和4年12月文部科学省)を参照の上、懲戒と体罰の区別を参考に判断すること。

(2) 調査対象職員は、国公立大学附属幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を含む。)、私立・株式会社立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、高等学校(通信制を含む。)、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を含む。))の教育職員(校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師(非常勤の者を含む。))、実習助手及び寄宿舎指導員)であること。

なお、事務職員は、本調査の対象外とする。また、幼稚園も調査対象としているので、注意すること。

※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部においては、教育・保育活動中に体罰に準ずる行為以外により不適切な言動又は指導として懲戒処分を受けた者の数を記入すること(教育・保育活動中に体罰に準ずる行為により不適切な指導として懲戒処分を受けた者の数については様式1に記入すること。)

(3) 複数の児童生徒等に対する不適切な言動又は指導あるいは複数回に及ぶこれら行為であっても、それらについてなされた処分等が1回であれば、当該事案は「1件」として回答すること。また、申告や訴えのあった件数をそのまま提出するのではなく、関係者から事実関係を聴取する等して、学校設置者として不適切な言動又は指導であると判断して処分等を行った事案について回答すること。

(4) 不適切な指導の発生時と処分等が複数年度にまたがっているものについては、処分等が令和4年度になった場合を「1件」として回答すること。

(5) 処分等とは、就業規則等に基づいて行われる懲戒処分(懲戒解雇、降格、出勤停止、減給、戒告その他これらに相当するもの)及び訓告等(文書訓告、口頭訓告、嚴重注意、文書注意、説諭、諭旨などの服務上の措置)をいう。

2 様式2各項目の記入方法

(1) 不適切な言動又は指導を理由として処分等がなされた事案ごとに、被処分者の校種及び役職、処分等の内容及び処分等の理由となる体罰以外の不適切な言動又は指導の概要についてそれぞれ記入すること。

(2) 被処分者の校種及び役職、処分等の内容については、選択肢から選び、処分等の理由と

なる体罰以外の不適切な言動又は指導の概要については、記載例を参考としつつ、自由記述で記入すること。

<被処分者について（校種）>

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。） 小学校 中学校 義務教育学校
高等学校（通信制を含む。） 中等教育学校 特別支援学校（幼稚部を含む。）

<被処分者について（役職）>

校長又は園長 副校長又は副園長 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭
助教諭 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 講師（非常勤の者を含む）

<処分等の内容について（当事者責任又は監督者責任の別）>

当事者責任 監督者責任

<処分等の内容について>

懲戒解雇その他これに相当するもの	降格その他これに相当するもの
出勤停止その他これに相当するもの	減給その他これに相当するもの
戒告その他これに相当するもの	上記に当てはまらない処分を行ったもの